

一般社団法人になるメリット & デメリット

メリット

1, 登記手続きが簡単

一般社団法人は、NPO 法人のように認証制ではありません。法務局への登記手続きをすれば設立できます。また、設立時に必要なのは社員（社員総会の議決権を持つ人）2名と理事1名です。理事と社員は兼任できるので、最低2名いれば、一般社団法人を設立できます。また、資本金も必要ないというメリットもあります。

2, 事業内容に制約がない

NPO 法人が事業分野が特定されているのとは異なり、分野に関係なく収益事業を行えます。行政への活動報告義務もなく、自由な事業展開が可能です。

3, 社会的な信用

法人格を持つことで、任意団体や個人として活動していたときに比べ、定款を作成し、手続きを踏んで設立した組織という点で、社会的な信用が上がると考えられます。

4, 税制の優遇

税制上、一般社団法人に「非営利型」と「非営利型法人以外」の2種類に分けられます。「剰金の分配を行わないことを定款に定めている」「主たる事業として収益事業を行っていない」などの要件を満たすことで「非営利型」となります。この場合、物品販売業、物品貸付業など指定された34の収益事業以外の事業で得た利益は非課税になります。法人の事業として考えてい

るものが医療や福祉などの場合は、一般社団法人として設立した方が、税制上のメリットは大きいといえるでしょう。

5. 法人名義での契約等が可能

任意団体の場合、銀行口座を作るとき、不動産を賃貸するときなど、すべて個人名義での契約になります（屋号をいれることはできますが）一般社団法人を設立すれば、銀行口座の契約、不動産の契約、宿泊施設等の予約も法人名義で行えるようになります。

デメリット

1.利益が出ても分配できない

一般社団法人は非営利法人であるため、事業活動を行って余剰利益が出た場合でも、社員に分配できません。

2.役員の登記手続きがある

最低2年に1度は役員再任の手続きに掛かる書類作成と登記手続きの登録免許税がかかることになります。

3. 書類作成の手間が増える

毎年かならず開催する社員総会のために、その都度書類を作成しなくてはなりません。また、会処理でも当然ながら各種書類の作成が求められます。（現行と変わらない）